

陳 情	受 理 番 号	160	受 理 年 月 日	令和6年8月26日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	那覇市の保育事業の改善について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

件名 那覇市の保育事業の改善について (陳情)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。貴議会におかれましては、市民がより良く生活していただくためにご尽力くださり、感謝申し上げます。

さて、みだしにつきまして下記の4点において保育事業を改善していただきますよう陳情致します。

陳情の趣旨

1. 障がい児保育の保育士配置基準を国基準（障害児2名に対し保育士1名の配置）への改善、国補助金（別紙1）の活用をお願いします。
2. 保育士が安心、安定的に那覇市で勤務継続できるように、那覇市独自の処遇改善手当の創設をお願いします。
3. 適正な保育時間の利用を保護者へ周知徹底してください。
4. 那覇市の子育て支援員研修の再開をしてください。

陳情の理由

1. 障がい児保育のための補助メニューについて

平成19年度より国からは地方交付税の一環として障がい児保育の補助（別紙1）がありますが、那覇市では活用されていません。

公立園では、支援児に加配要員やヘルパー等が割り当てられていると聞いておりますが、認可園にはヘルパー制度が、適応されていません。保育士不足が叫ばれる中、保育士・保育教諭の負担もかなり大きい状況にあります。国基準（障害児：保育士）は2：1であり、那覇市はそれを下回る3：1の運用となっているため、早急に国基準とするようお願いします。

2. 那覇市独自の保育士処遇改善手当について

保育士の離職、転職防止のため、那覇市独自の処遇改善を実施すると共に国、県の補助金メニューをフル活用し、法人ごとのニーズに合わせ各種メニューを柔軟に使えるよう整備していただきますようお願いいたします。那覇市より他市町村の保育士補助制度が充実しているた

め、保育士が市外へ流出している状況が続いており、大きな課題となっています。保育士流出を防ぎ、那覇市の障がい児保育、児童処遇、保護者の家庭支援を充実させるため、那覇市独自手当の創設をお願いいたします。

3. 適正な保育時間利用の呼びかけについて

児童福祉施設最低基準第34条には、「(保育時間) 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。」とあります。しかし、必要な範囲を超えて利用する世帯も多く、保育士の労務環境を圧迫しています。保育士の処遇改善は、現場の心身のゆとりも改善してください。主に下記の点について、保護者へ周知徹底をお願いいたします。

- 支援が必要な世帯へのレスパイト利用など、必要な世帯にはしっかり保育を提供します。
- 親子で過ごす時間の確保をすることで情緒の安定をはかることができます。
- 保育現場の実情を考慮し、保護者のリフレッシュのための利用は、最小限にしてください。

4. 子育て支援員研修の再開について

沖縄県子育て支援員研修会に応募しても、選考から外れることが多々あります。保育体制事業などを有効活用し保育士の負担軽減をはかるため、那覇市で中止している子育て支援員研修の再開をお願いいたします。